

令和7年度 監査概要

令和8年4月
広島市監査委員

目 次

ページ

I	監査委員制度について	1
1	監査委員	1
2	監査事務局	2
II	令和7年度 監査の概要	3
1	監査の視点	3
2	監査の基本方針	4
3	監査事務の流れ	6
4	監査の結果	8
(1)	定期監査等	8
(2)	定期監査等の結果	
①	令和7年6月市長及び令和7年第2回市議会定例会報告分	8
②	令和7年9月市長及び令和7年第3回市議会定例会報告分	10
(3)	例月出納検査	11
(4)	決算審査	12
(5)	健全化判断比率及び資金不足比率審査	13
(6)	内部統制評価報告書審査	14
(7)	住民監査請求に基づく監査	14
5	定期監査等における指摘事項等のフォロー	16

I 監査委員制度について

1 監査委員

監査委員制度は、昭和21年の地方制度改正によって設けられた制度で、その翌年に制定された地方自治法において、監査委員は独立した執行機関の一つとして、法律上明確に位置付けられました。

さらに、補助組織である事務局の設置も定められました。

監査委員は、「市の財務に関する事務の執行」及び「市の経営に係る事業の管理」などが、法令等に従って適正に行われているかどうか、また、合理的かつ効率的に行われているかどうかといった観点から、独立した立場で監査を行います。

監査委員の選任は、人格が高潔で、市の財務管理、事業の経営管理等について優れた識見を有する者及び議員のうちから、市長が市議会の同意を得て行われます。

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者は4年、議員のうちから選任される者は議員の任期によることになっています。

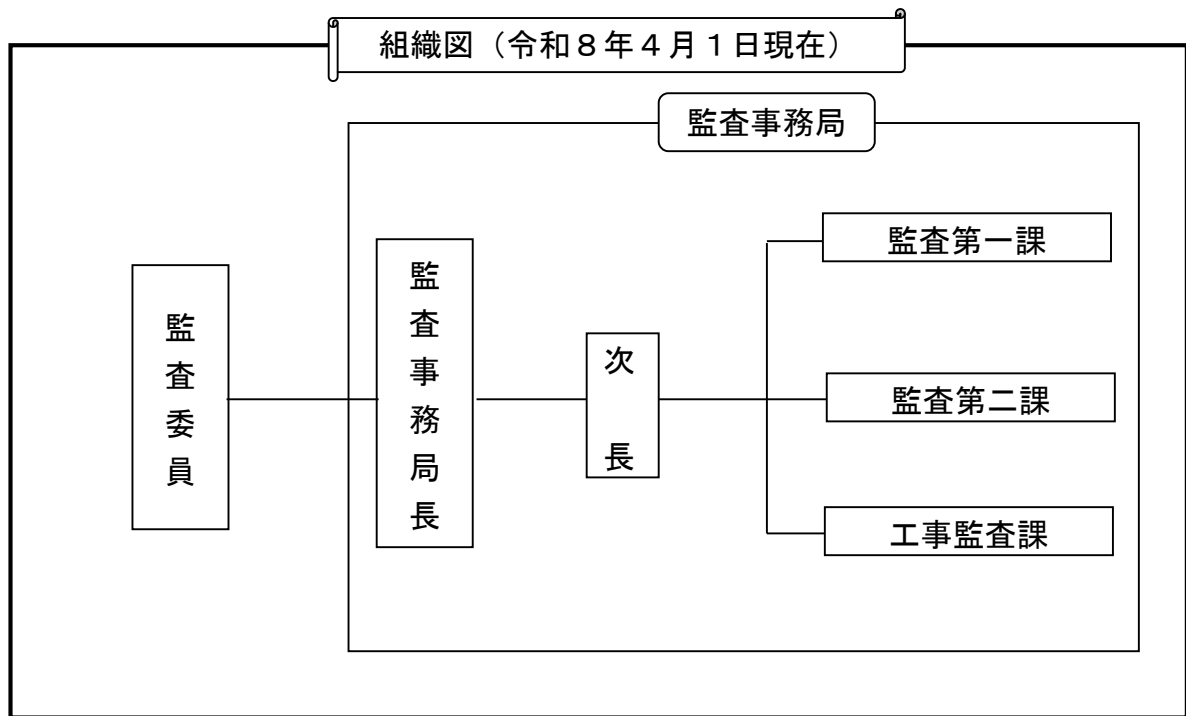
広島市では、監査委員は、次の4名で構成されています。

- ・ 識見を有する者として選任された委員 2名（うち1名は常勤）
- ・ 市議会議員として選任された委員 2名

			
代表監査委員（識見・常勤） 古川 智之 令和5年7月1日就任 （1期目）	監査委員（識見・弁護士） 井戸 陽子 平成31年4月1日就任 （2期目）	監査委員（議員選出） 川村 真治 令和7年6月27日就任	監査委員（議員選出） 平岡 優一 令和7年6月27日就任

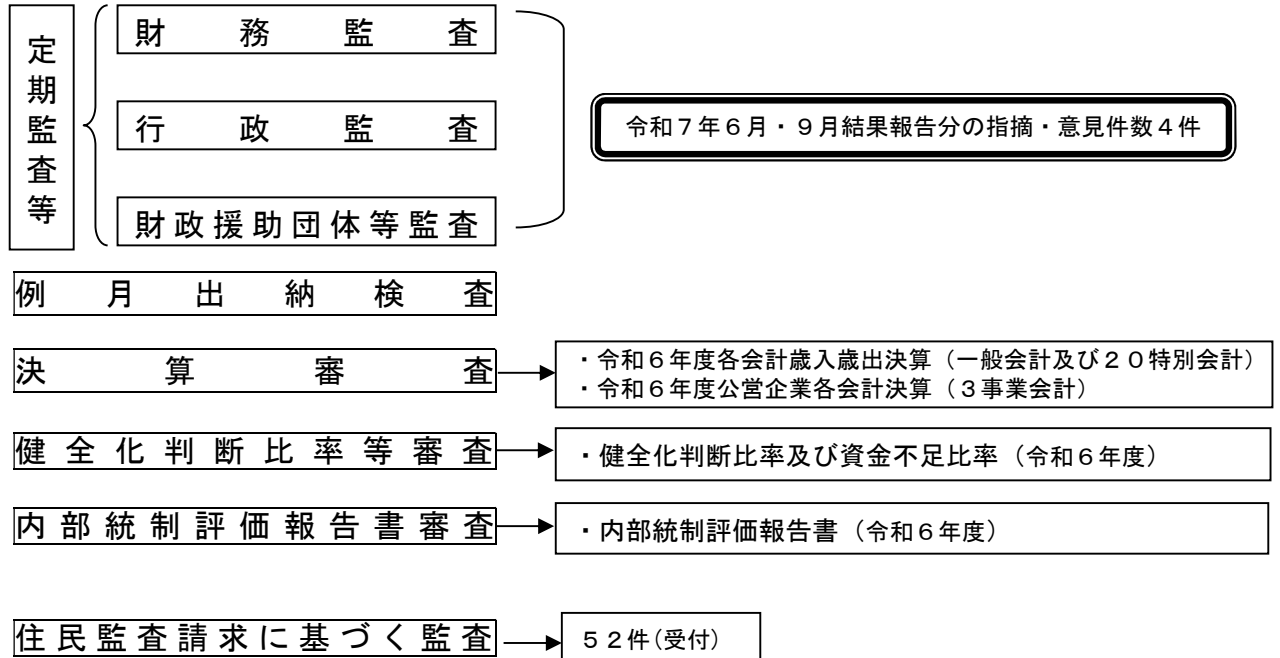
2 監査事務局

広島市では、監査委員の補助組織として監査事務局が設置されています。
監査事務局には3つの課があり、29名の職員がいます。
工事監査課には、土木、建築等を専門とする技術職員が配属されています。



Ⅱ 令和7年度 監査の概要

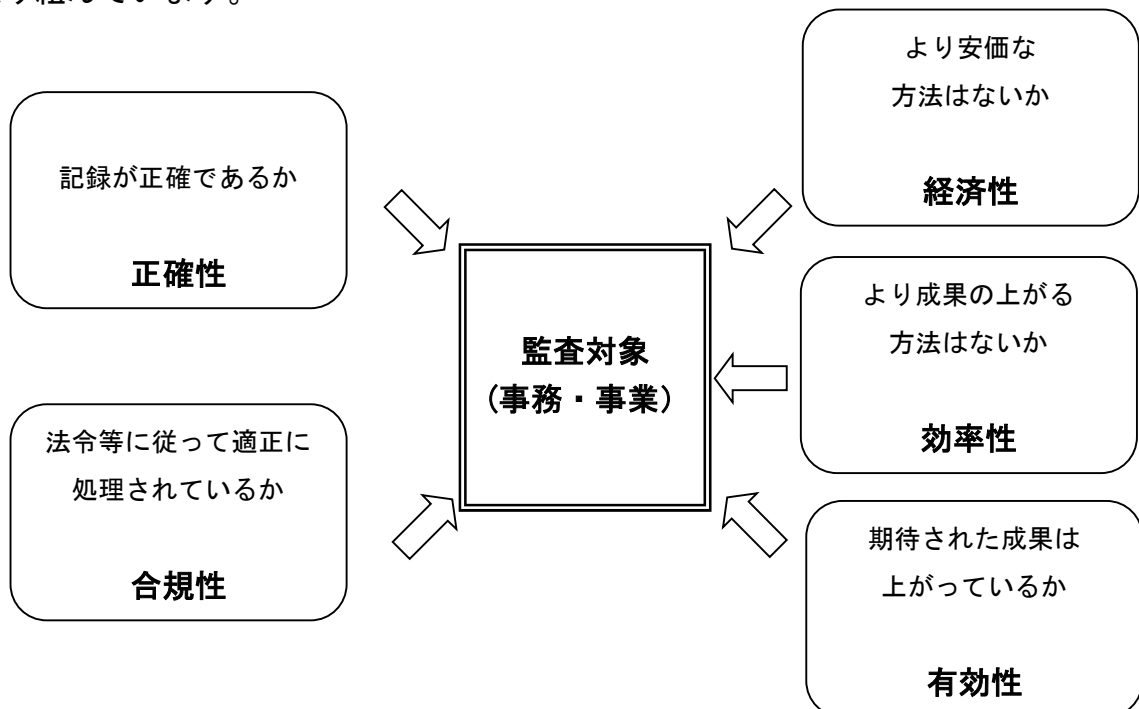
令和7年度に監査委員が監査結果を決定した主な監査等は、次のとおりです。



1 監査の視点

監査委員の役割は、市の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう監査することです。

監査に当たっては、正確性、合规性、経済性、効率性及び有効性の5つの視点で取り組んでいます。



2 監査の基本方針

(1) 基本姿勢

- ① 広島市の事務事業について、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の5つの視点で監査に取り組みます。
- ② 市議会での議論、市民の視点等を取り入れながら、監査基準に従って監査を実施します。
- ③ 監査の品質の維持向上を図るため、監査の専門性の向上等に努めます。

(2) 主な取組

① 財務監査（定期監査）、行政監査及び財政援助団体等監査

予算執行などの財務に関する事務や工事が、適正かつ効率的に行われているかどうか定期的に監査するとともに、必要に応じて、随時監査や行政監査、財政援助団体等に係る出納その他の事務に関する監査を実施しています。

（取組内容）

- ・ おおむね3年周期による計画的な財務監査及び財政援助団体等監査の実施
- ・ リスクの大きいテーマに注力した財務監査等の実施
- ・ 重点事項を定めた工事監査の実施

② 決算審査等及び例月出納検査

市長から審査に付された決算及びその附属書類や、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について、審査を実施しています。

また、市が保管する現金の出納事務が適正に行われているかどうか、毎月定められた日に検査を実施しています。

（取組内容）

- ・ 決算書の法令適合性の確認や証書類との照合などによる決算審査並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査の実施
- ・ 市長等から提出された検査調書等と金融機関発行の残高証明書との照合による例月出納検査の実施

③ 内部統制評価報告書審査

市長から審査に付された内部統制評価報告書について、審査を実施しています。

（取組内容）

- ・ 内部統制評価報告書に係る関係資料の入手、関係部局からの説明聴取及び定期監査等において得られた知見による、内部統制の整備状況及び運用状況の確認

④ 監査における指摘事項等のフォロー

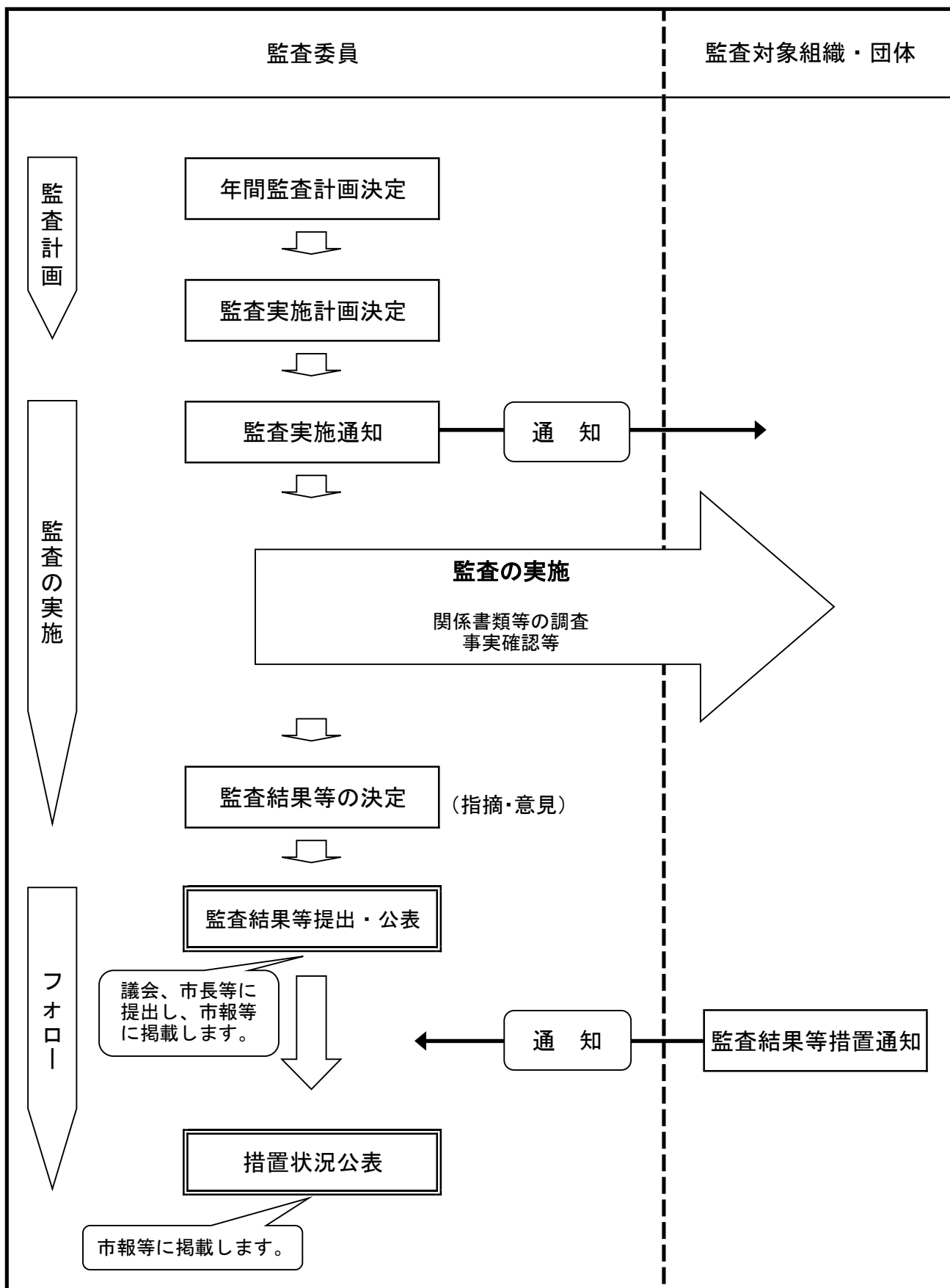
監査結果報告（指摘事項）等が全庁的に周知されておらず、同じ誤りが他の部局で繰り返される事例や、指摘事項等に対する措置が迅速になされていない事例が見受けられることから、再発防止等に向けた働きかけを行っています。

（取組内容）

- ・ 監査結果報告等の周知徹底による再発防止についての働きかけ
- ・ 市の事務管理を担当する部局等への監査結果報告等に対する早期対応の働きかけ

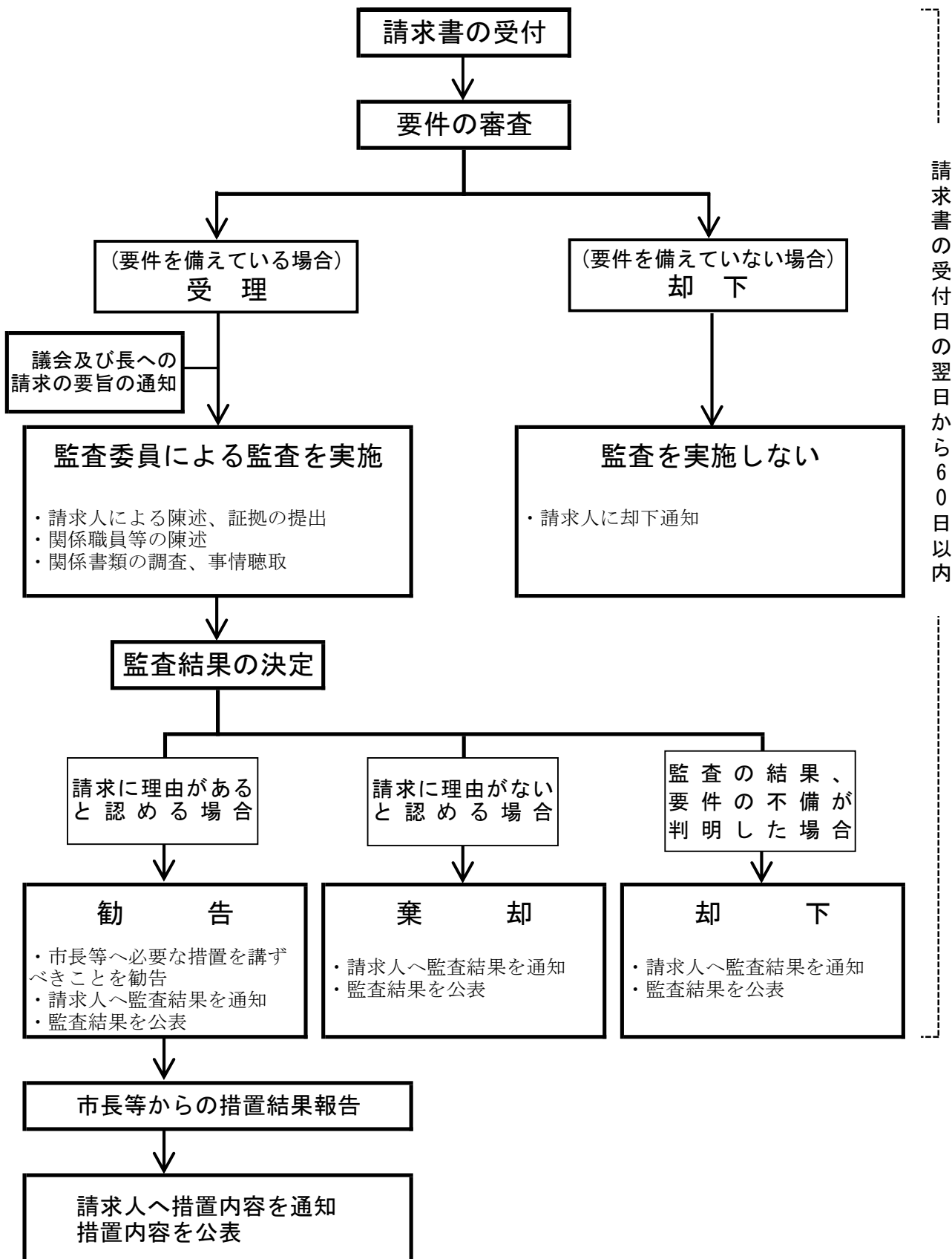
3 監査事務の流れ

(1) 定期監査等



(2) 住民監査請求に基づく監査

住民監査請求の請求書が提出された後の主な手続等は、次のとおりです。



4 監査の結果

(1) 定期監査等

① 財務監査及び行政監査

予算執行や財産管理等といった財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業が合理的かつ効率的に行われているか、おおむね3年サイクルで、定期的に財務監査（これを定期監査といいます。）及び行政監査を行っています。この監査は重点事項を定めて監査を実施しており、これら監査の結果、令和7年度では4件の指摘等を行いました。

② 財政援助団体等監査

市が補助金や貸付金などの財政的援助を与えている団体や市が4分の1以上出資している団体（26団体）について、所管局等への定期監査に併せて監査を実施しています。監査を行った結果、令和7年度では指摘等はありませんでした。

なお、指定管理者については、施設所管課の定期監査において問題が見受けられた場合に、必要に応じ監査を実施することとしています。

(2) 定期監査等の結果

① 令和7年6月市長及び令和7年第2回市議会定例会報告分

ア 監査の対象

- (ア) 危機管理室及び関連する各区役所の課
- (イ) 企画総務局（政策企画部等）及び関連する各区役所の課並びに財政援助団体等（社会福祉法人広島市社会福祉協議会等）
- (ロ) 財政局（財政課等）及び関連する各区役所の課
- (ハ) 健康福祉局（障害福祉部等）及び関連する各区役所の課並びに財政援助団体等（社会福祉法人広島市社会福祉事業団等）
- (ニ) こども未来局（保育園等）
- (ホ) 経済観光局（競輪事務局等）及び関連する財政援助団体等（公益財団法人広島観光コンベンションビューロー）
- (ヘ) 道路交通局（用地部等）及び関連する各区役所の課並びに財政援助団体等（広島高速道路公社）
- (ニ) 教育委員会（総務部等）
- (ヘ) 人事委員会事務局（任用課等）
- (コ) 都市整備局、道路交通局、下水道局及び水道局（工事監査）

イ 監査の実施期間

令和6年11月5日から令和7年5月20日まで

ウ 監査の範囲

- (ア) 令和6年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。また、財政援助団体等にあつては、出納その他の事務とした。
- (イ) 令和6年度に属する契約金額が100万円以上の工事、工事に関連する委託業務及び施設の維持管理業務とした（工事監査）。

エ 監査の結果

(7) 指摘事項

【健康福祉局】

(郵便切手に係る管理及び出納について)

物品の記録管理に当たっては、広島市物品管理規則第43条第2項に帳簿を備え付けなければならない旨が規定されており、同項に基づき、物品出納員等は、ICカード乗車券、郵便切手、事業ごみ指定袋等について、出納簿を作成し、出納及び保管の状況を記録管理しているところである。

また、その出納及び保管については、「物品管理事務の手引」において、物品出納員等は「使用の都度」受入れ又は払出しを行い、出納簿に記帳することとされている。

しかしながら、次の各課においては、物品出納員から担当者に対し直ちに使用する数量を超える郵便切手が一度に大量に払い出されており、「使用の都度」受入れ又は払出しが行われているとは言えない状況であった。

については、適正な物品管理事務及び物品出納事務の徹底を図りたい。

健康福祉局原爆被害対策部調査課

中区役所厚生部福祉課

東区役所厚生部地域支えあい課

南区役所厚生部福祉課

西区役所厚生部福祉課

安佐南区役所厚生部福祉課

佐伯区役所市民部保険年金課及び厚生部福祉課

【経済観光局】

(中央卸売市場中央市場の使用料等に係る滞納整理について)

市は、広島市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則に基づき、市場施設の使用に当たり、施設使用者に使用料等を納付させるとともに、保証金を預託させている。

また、保証金については、施設使用者が使用料等の納付を怠ったときは、これに充てることができるものとされており、「中央市場における使用料等に係る滞納整理事務処理要領」によると、市は、督促において指定した納付期限（督促状発送から10日以内）の経過後も納付されない場合は直ちに保証金を充当し、又はこの場合であっても施設使用者から誓約書の提出があったときは保証金の充当を留保し、その後において誓約事項に違反したときは直ちに保証金を充当することとされている。

こうした中、使用料等を滞納していた施設使用者から、経営不振のため滞納使用料等の一括納付が困難であるとして「債務承認兼分割納付誓約書」の提出があったことを受け、市は、「計画どおり納付されない場合は、保証金を充当する。また、協議の場を設けた上で、広島市中央卸売市場業務条例第10条及び広島市中央卸売市場の使用に関する協定第26条に基づき、施設使用の中止や協定の解除、又は次期協定の更新をしないことを検討する。」という条件を付してこれを承諾していたが、施設使用者が滞納使用料等を計画どおり納付しなくなった状況において保証金を充当する

など徴収に向けた具体的取組を行っておらず、施設使用の中止等に係る検討も行っていなかった。また、計画に記載された滞納使用料等の納付日が時効完成日を超える日となっていたものがあつたほか、消滅時効の時効完成日等の管理が不十分であるなど、時効管理等に係る事務処理が適正に行われていない事例が見受けられた。

については、分割納付を承諾した際に付した条件である滞納使用料等への保証金の充当等、時効管理等に係る適正な事務処理など、使用料等に係る滞納整理事務を適切に行われたい。

(イ) 監査の意見

【健康福祉局】

(郵便切手に係る管理及び出納について)

次の各課においては、返信用封筒の作成を目的とし直ちに使用する数量以上の郵便切手を払い出していた。健康福祉局においては、被爆者健康手帳交付事務、障害支援区分認定事務等において書類の返送を求める機会が多いこと等を考慮し、返信用封筒の使用に代えて料金受取人払郵便を活用するなど、事務の改善に取り組まれない。

健康福祉局原爆被害対策部調査課

中区役所厚生部福祉課

東区役所厚生部地域支えあい課

南区役所厚生部福祉課

西区役所厚生部福祉課

安佐南区役所厚生部福祉課

(ウ) (ア)(イ)以外

監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

② 令和7年9月市長及び令和7年第3回市議会定例会報告分

ア 監査の対象

(ア) 財政局（契約部等）及び関連する各区役所の課

(イ) 市民局（市民活動推進課等）及び関連する各区役所の課並びに財政援助団体等（公益社団法人広島消費者協会等）

(ウ) こども未来局（こども未来調整課等）及び関連する各区役所の課

(エ) 経済観光局（経済企画課等）及び関連する財政援助団体等（広島市流通センター株式会社等）

(オ) 都市整備局（住宅部）及び関連する各区役所の課

(カ) 消防局（総務課等）

(キ) 水道局（技術部）

(ク) 議会事務局（総務課等）

(ケ) 財産区（元宇品町財産区、高南財産区、三入財産区、小河内財産区及び砂谷財産区）

(コ) 都市整備局、安佐北区役所、安芸区役所及び水道局（工事監査）

イ 監査の実施期間

令和7年4月10日から同年8月19日まで

ウ 監査の範囲

- (ア) 令和6年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。また、財政援助団体等にあつては、出納その他の事務とした。
- (イ) 令和6年度に属する契約金額が100万円以上の工事、工事に関連する委託業務及び施設の維持管理業務とした（工事監査）。

エ 監査の結果

(ア) 指摘事項

【こども未来局】

（長期継続契約について）

こども未来局幼保企画課においては、「公立保育園の保育業務支援システムの運用に係る通信回線及び端末機器等の運用保守業務」（契約期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日）に係る契約（以下「本件契約」という。）を特命随意契約により長期継続契約として締結していた。

本件契約には、(1) 通信回線サービスの提供に係るもの、(2) 端末機器の購入に係るもの及び(3) 端末機器の運用保守に係るものが内容として含まれており、本件契約のうち、(1) 通信回線サービスの提供に係るものは、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約として締結することが可能であるが、(2) 端末機器の購入に係るもの及び(3) 端末機器の運用保守に係るものは、長期継続契約の対象とならない。翌年度以降にわたりこれらの契約を締結しようとする場合には、(2) 端末機器の購入に係るものについては、予算で債務負担行為を定めておくべきところを行わず、また、(3) 端末機器の運用保守に係るものは、競争入札に付した上で契約し、又は予算で債務負担行為を定めた上で特命随意契約により契約すべきところそれらを行わず、本件契約を締結したものであり、これらは法令等違反に当たる。

については、適正な契約事務の徹底を図られたい。

(イ) (ア)以外

監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

(3) 例月出納検査

市の保有する現金の出納について、毎月定められた日に市長、会計管理者及び事業管理者から提出された検査調書と関係諸帳簿、証書類及び金融機関発行の残高証明書等とを照合することにより現金の出納事務が適正に行われているか検査を行います。

令和7年度に市長等に報告した検査結果（令和7年1月分～令和7年12月分）については、いずれも、現金の出納事務に誤りはありませんでした。

(4) 決算審査

市長から審査に付された決算及び附属書類について、関係法令に適合して作成されているかを確認するとともに、証書類と照合することなどにより、予算の執行等が適正に行われているか審査しています。

① 各会計歳入歳出決算（令和7年9月19日審査意見書提出）

令和6年度各会計歳入歳出決算（一般会計及び20特別会計）及び政令で定める書類は、重要な点において、いずれも関係法令に適合して作成されており、かつ、その計数は正確であり、予算執行は、おおむね適正であることを認めましたが、今後の財政運営に当たり、以下の意見を付しました。

意見

今後の財政運営に当たっては、「財政運営方針（令和6年度～令和9年度）」に掲げる目標の達成に向けて、財政運営の基本方針及び基本方針に基づく取組を着実に推進するとともに、物価動向を始めとする社会経済情勢の変化も注視しつつ、引き続き、的確な予算編成と適切かつ効率的な予算執行に意を用いながら、持続可能な財政運営に努め、「世界に誇れる『まち』広島」の実現に向けて取り組まれない。

② 公営企業会計決算（令和7年9月4日審査意見書提出）

令和6年度公営企業決算（水道事業・下水道事業・安芸市民病院事業）並びに事業報告書及び政令で定めるその他の書類は、重要な点において、いずれも関係法令に適合して作成されており、かつ、その計数は正確であり、経営成績と財政状態を明瞭に表示していることを認めましたが、各事業を取り巻く経営環境は依然として厳しいものと予測されることから、以下の意見を付しました。

水道事業に対する意見

中期経営計画（令和4年度～令和7年度）に基づき主要施策を推進するとともに、工事費の削減や維持管理における民間活力の活用等による経営の効率化を図り、併せて企業債の借入額の抑制や着実な残高の削減、安定収入を確保するための取組など財務体質の強化等に引き続き積極的に取り組まれない。

また、現在策定中の次期中期経営計画においても、更なる経営の効率化や財務体質の強化を図られない。

下水道事業に対する意見

- ・ 中期経営プラン(令和6年度～令和9年度)に掲げた整備計画を着実に推進するとともに、収入確保策及び支出削減策に積極的に取り組み、純利益を確保することにより、持続可能な経営基盤の確保を図られたい。
- ・ 令和6年9月に西区で発生した下水道工事の施行に伴う道路陥没事故や、全国的に発生している下水道管の劣化等に起因する道路陥没事故により、下水道などのインフラに対する市民の安全・安心への関心がますます高まっている。このため、市民の安全・安心に一層留意しつつ、浸水被害の軽減及び安定的な下水道サービスの提供に向け、中期経営プランに基づき、浸水対策や老朽化対策を着実に推進されたい。

安芸市民病院事業に対する意見

- ・ 安芸市民病院は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、一般社団法人広島市医師会が指定管理者として運営している。現在、老朽化した施設の建替えに取り組んでいるが、今後も指定管理者と連携し、将来にわたって安定した経営が継続できるよう経営の効率化の徹底を図るとともに、引き続きベッドコントロールに取り組み、収益の確保に努められたい。
- ・ 安芸市民病院と地方独立行政法人広島市立病院機構に属する4つの病院とが引き続き連携し、市民に信頼され、必要とされる質の高い医療を継続的かつ安定的に提供し、多様化・高度化する市民のニーズへの的確な対応に努められたい。

- (5) 健全化判断比率及び資金不足比率審査(令和7年9月19日審査意見書提出)
地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、同法その他関係法令等に適合し、かつ、正確であるか審査しています。

① 健全化判断比率

令和6年度決算に係る健全化判断比率について審査した結果、正確であることを認めましたが、以下の意見を付しました。

意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため算定されていない。

実質公債費比率及び将来負担比率については、令和5年度に比べて、いずれも改善している。なお、いずれの比率も本市に適用される早期健全化基準を下回っている。

しかしながら、今後も厳しい財政状況が予想されるため、「財政運営方針」に沿って、引き続き財政の健全化に努められたい。

② 資金不足比率（6会計）

令和6年度決算に係る資金不足比率について審査した結果、正確であることを認めましたが、以下の意見を付しました。

意見

資金不足比率は、いずれの会計においても資金の不足額がないため、算定されなかったが、中央卸売市場事業特別会計及び国民宿舎湯来ロッジ等特別会計においては、一般会計からの繰入金（補填）により資金の不足額がない状況にあることを踏まえ、今後一層の経営の健全化に努められたい。

(6) 内部統制評価報告書審査（令和7年8月5日審査意見書提出）

市長から審査に付された内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から審査しています。

令和6年度広島市内部統制評価報告書を審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることを認めました。

(7) 住民監査請求に基づく監査

市民から、執行機関や職員による違法又は不当な公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為について監査の請求があったものについて、監査を行います。令和7年度は6件の監査結果を公表しました。

件名（監査結果公表日）	結果	内容
各工事を随意契約により実施したことについて （令和7年5月1日）	意見	<p>【意見】</p> <p>普通地方公共団体における契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合にのみ認められる限定的な契約方法であるから、その取扱いは厳正に行わなければならない。</p> <p>特に、公共工事に係る請負契約については、その締結に当たって、工事の実施方法、財政状況、工事の必要性や緊急性、工事の実施場所や内容等諸般の事情を総合的に考慮した上での合理的な判断が求められるところ、関係職員にあっては、関係法令の趣旨を十分に理解した上で、市民から疑念を抱かれることのないよう十分に留意し、事務の執行に当たることが望まれる。</p>
各工事を随意契約により実施したことについて （令和7年5月1日）	意見	
各工事を随意契約により実施したことについて （令和7年5月1日）	意見	

件名（監査結果公表日）	結果	内容
基町自転車等駐車場の再整備に伴う保留床（土地）の取得について （令和7年6月20日）	棄却	—
広島市市営住宅駐車場の管理について （令和7年7月11日）	勧告 意見 一部棄却 一部却下	<p>【勧告】 市は、本件住宅の自動車保管場所（以下「本件自動車保管場所」という。）における不正使用の有無その他本件自動車保管場所の使用実態の確認を行い、その結果を踏まえ、適正な管理を行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>【意見】</p> <p>1 自動車保管場所から市営住宅等附設駐車場への転換の推進 市は、平成11年度以降、市営住宅の入居者や地元団体、維持管理団体等と交渉の上、その協力を得て、無償の自動車保管場所からの有償の市営住宅等附設駐車場（以下「附設駐車場」という。）への転換に取り組んでいるところ、いまだ当該転換が進んでいない所も見受けられる。 については、市は、市営住宅の入居者の負担の公平化等を図るため、本件自動車保管場所を含む自動車保管場所の附設駐車場への転換をより一層積極的に進められたい。</p> <p>2 附設駐車場へ転換するまでの間の自動車保管場所の適正な管理の徹底 本件自動車保管場所において、不正使用の可能性が否定できない事例が複数検出され、また、使用者による申請漏れ等の事例が相当数検出された。 については、市は、本件自動車保管場所を含め、附設駐車場へ転換するまでの間の自動車保管場所について、適正な管理を行うようより一層努められたい。</p>
廃プラスチック類の処理について （令和7年9月26日）	棄却	—

5 定期監査等における指摘事項等のフォロー

監査結果報告等の周知徹底による再発防止について働きかけるとともに、市の事務管理を担当する部局等に対して監査結果報告等に対する早期対応を働きかけています。

監査の結果・意見に対する措置・対応の状況（平成28年度～（過去10年間））

（単位：件）

区 分	監 査 の 結 果（指 摘 事 項）			監 査 の 意 見		
	指 摘	措 置 済	残	意 見	対 応 済	残
平成28年度	3 (3)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)
平成29年度	1 (4)	1 (4)	0 (0)	2 (4)	2 (4)	0 (0)
平成30年度	2 (6)	2 (6)	0 (0)	0 (4)	0 (4)	0 (0)
令和元年度	2 (8)	2 (8)	0 (0)	1 (5)	1 (5)	0 (0)
令和2年度	1 (9)	1 (9)	0 (0)	0 (5)	0 (5)	0 (0)
令和3年度	2 (11)	2 (11)	0 (0)	0 (5)	0 (5)	0 (0)
令和4年度	2 (13)	2 (13)	0 (0)	0 (5)	0 (5)	0 (0)
令和5年度	1 (14)	1 (14)	0 (0)	0 (5)	0 (5)	0 (0)
令和6年度	3 (17)	3 (17)	0 (0)	3 (8)	3 (8)	0 (0)
令和7年度	3 (20)	3 (20)	0 (0)	1 (9)	1 (9)	0 (0)
合 計	20	20	0	9	9	0

措置済率 100%

対応済率 100%

注 令和8年3月末現在の件数で、（ ）は累計

登録番号	広Y7-2026-31
名称	令和7年度 監査概要
主管課 所在 地	広島市監査事務局監査第一課 広島市中区国泰寺町一丁目7番40号 TEL 082-504-2533 (直通)
発行年月日	令和8年4月14日